

唐五代敦煌における正月の燃燈儀禮*

Lantern Festival during the Tang and Five Dynasties as seen in Dunhuang manuscripts

荒見泰史

一、前言

燈火に清浄さ、神聖さを感じることは、文明を超えたある種の共通の感覚であろう。火は古代ギリシャ、インド、中國などさまざまな文明圏において元素の一つとして原初的な信仰の中心ともなり、また様々な宗教の中で燈火という儀禮作法の一つとして脩承されている。

異文化間での接觸において互いの文化に類似性を持つ場合に大きな衝突を経ることなく同化されることがあるが、この燈火という儀禮作法はそのように信仰、宗教を超えた共通の作法として人々に受け入れられてきた可能性はないだろうか。さらにこうした共通感覚により、異なる信仰、宗教の儀禮作法を襲用してきた可能性が考えられないだろうか。一つの信仰、宗教に火に対する信仰上の意味や作法上の解釋が複数存在する点には、確かに異なる信仰上の作法が融合した過程を想わせるものがある。そもそも類似する信仰の根は至る所にあるもので、その幹が他所へ伝えられ植えられると、あたかも同じ根に接ぎ木されたかのように一體化していく、このような印象を持つ。

周知のように、火を用いた儀禮は今日においても生きた信仰として次第に形を変えている。時代により融合する信仰は増え、また道具や社會環境の變化に據り更に多様化している。その由來は複雑で、もはやその根源をたどることは困難であるかにすら思えるが、中國での儀禮を考えるならば、古代の文獻に見られる古來の習俗に、より道教的な儀禮への變化、胡僧が齎した儀禮、それらを取り入れ

*本稿は學術振興會科學研究費補助金基盤研究(B)16H03404「9、10世紀敦煌佛教、道教、民間信仰融合資料の綜合的研究」(2016-20年度)の研究成果の一部である。

た時代ごとの様相の表層を多少は垣間見ることができる。そのような中で、このような燈火と信仰の関係を考えることは、文化融合を紐解く上で重要な問題点を導き出すことができるように思われるのである。

さて、9、10世紀の敦煌にも嘗て正月の燃燈行事があったことが知られている。敦煌文獻や莫高窟の傍題から多くの関連資料が見つかり、これまでにすでに少なからずその實態に関する議論が行われてきた。高國藩氏は敦煌の「春季的風俗」として上元燈節について觸れている¹。また黃徵、吳偉兩氏は、各種の願文を集成する作業の中でS.1441、P.2850、P.2226、P.2341、P.2854、P.2588、P.3172、P.2058、S.6417、P.3269、S.4625、S.5957、P.3765、S.4506、P.2237等の『燃燈文』と題する(或いは擬題とする)文獻を翻刻紹介しているほか²、燃燈に関わる資料ではS.3427『(擬)結壇散食廻向文』という後代の水陸齋に関わる文獻や、三長齋月に行われる燃燈行事に関する寫本を翻刻している。譚蟬雪氏は正月行事の「桃符題辭」、「履端之慶」、「歳祭拜」、「踏舞設樂」、「元會之儀」、「四門結壇」、「安傘旋城」等と共に「燃燈建福」、「上元燃燈」とに分け³、社條(P.4525、P.527、P.1519)、寺院帳目(P.2049)、燃燈文(P.2058、P.2767、S.2832、P.2631、P.2583、P.3405、P.3461等)を紹介し、敦煌における正月の燃燈行事の位置づけについて検討した⁴。馬德氏は、燃燈行事に関わる文獻として、ほかに莫高窟192窟、「燃燈文」類(P.3405、P.3263、P.3461、S.4625、P.3497)の6件を全文翻刻紹介し、そこに見られる官職名、「大王」、「國母」、「令公」などの稱號、「仙臺」、「靈岩」、「千龕」などの莫高窟に関わる名稱についても議論を深めている⁵。總じて、敦煌の燃燈行事の研究は、1980年代末から關心が高まっていると言える。そしてその關心の中心は、今日の元宵節、臘八節(成道會)の起源、或いは9、10世紀敦煌の歳時記を問うことであろう。ただ、これまでの研究より見て中國で古來傳承されてきた儀禮信仰から、道教、佛教などの宗教上の儀禮作法との融合、敦煌を含む各地での發展という複雑な紐解きについては必ずしも議論されてこなかったように思える。例えば、正月の燈火の作法と言えば、『荊楚歳時記』にも記され⁶、『辯正論』では道教儀禮にも燈火を用いた

¹高國藩「春季的風俗」、『敦煌民俗學』、上海文藝出版社、1989年、455-457頁。

²黃徵、吳偉『敦煌願文集』、嶽麓書社、1989年。

³「燃燈建福」、「上元燃燈」を分ける解釋は氏の1990年の論であり、後に改められたとみられる。

⁴「敦煌歳時掇瑣：正月」、『敦煌研究』1990年第1期、48頁；『九州學刊(敦煌學專輯)』、1993年第5卷第4期、46頁。譚蟬雪『敦煌民俗』、甘肅教育出版社、2006年。

⁵馬德「敦煌遺書莫高窟歳首燃燈文輯識」、「敦煌研究」1997年第3期、59-68頁。

⁶六朝梁には、王朝や皇帝のための佛教儀禮は多く見えている。ただ、正月儀禮として目立ったもの見られていない。この時代の儀禮を知る文獻として『荊楚歳時記』が良く知られているが、同書の正月の記事に佛教的要素は見えない。爆竹を鳴らし、鶏の人形や符を飾り、桃の木などで人形を作って邪氣を祓うこと、正月の最初の未の日に蘆菖(葦)の火で鬼を祓うなどは見えるが、佛教

齋法が記されているが、佛教儀禮としてのものではない。『佛祖統記』のような後代の資料には貞觀年間の京城内の正月の佛教儀禮についての記述はあるが、正史を含め唐初からの資料では佛教の正月儀禮、とくに燈火を用いた作法の記載は意外にもあまり知られていないのである（後述）。要するに敦煌での燃燈儀禮は除災や悔過を目的として燃燈行事とともに行われているが、その由來については必ずしも明確ではないのである。先にも言うような大枠の中で、文化交流、融合の紐解きをすべく、敦煌の正月の佛教儀禮の由來と信仰上の意味付けについて改めて考えてみたいと感じる次第である。

以上のような点から、本稿では、敦煌文獻より見た正月の燃燈作法を中心としつつ、その中國における信仰上の變化、佛教における燃燈作法の意味と、敦煌當地における發展、周縁地域にまで広がる各地での發展を含めて考えてみたいと思う。

二、敦煌文獻に見られる燃燈儀禮の状況

正月の佛教の燃燈儀禮に関しては、敦煌文獻中の齋願文資料にたいへん多くみられている。その代表的なものは先にも挙げるように先行研究によって資料が紹介されているが、その一部からまず窺っていきいたいと思う。

厥今青陽上朔，官僚欽杖於仙岩；太簇中旬，士庶崇投於聖谷。燈燃千樹，食獻銀盤，供萬佛於幽龕，奉千尊於杳窟⁷。八音清亮，遍林麓⁸以旋行；六銖馨香，望能人而注意⁹。啓加（嘉）願者爲誰施作？則有我歸義軍節度使某官。先奉爲龍天八部，降瑞福於敦煌，梵釋四王注休禎於黑水；東途開泰，父子早見於團圓；西路無危，人使速還於桑梓¹⁰；當今帝主，治人輻湊於八荒；班佐公卿，侍主永延於五等。次爲使（施）主某官延祐，皇□（帝）……。國母天公主……。遂使年支一度，傾城趨赴於仙岩；注想虔誠，合郡燃燈於靈谷。……

P.3461 『(擬) 燃燈供養齋文』

に關わるものではない。蹴鞠を紹介するにあたって『涅槃經』に触れ、また七月十五日の盂蘭盆の行事も詳しく紹介されており、正月に何かしらの佛教儀禮があれば記載されたのではないかと想像されるところである。

⁷馬德氏は「幽龕」とするが、寫本により改めた。

⁸馬德氏は「林花」と理解するが、字形から見て「花」字とはとらえがたい。S.3929に「仙葩聖果，遍林麓以馨鮮；異獸祥禽，滿溪巒而遨躍。」と見られ、ここでは「林麓」とした。

⁹意、譚蟬雪氏は「想」とするが寫本により改める。

¹⁰桑梓、故郷。S.5639に類似する「東路早見於通和，平善喜廻於桑梓」の句が見られる。

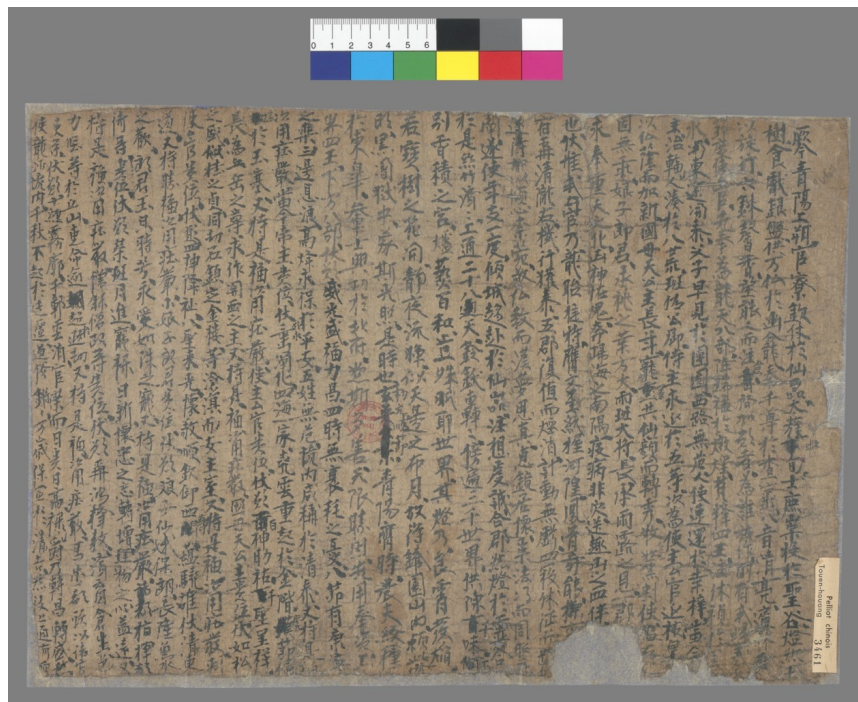


圖 1 : P.3461 『(擬) 燃燈供養齋文』部分 (敦煌文獻の圖版はすべて IDP より引用)

まず「厥れ今、青陽上朔、官僚欽び仙岩に杖つく。太簇中句、士庶崇ひて聖谷に投ず。」と言う。「青陽上朔」と言うのは元旦のその日のこと、「仙岩」は莫高窟の別名なので、元旦には官僚が莫高窟を詣でたということで、次の「太簇」は正月の別名で、その中句（おそらく十五日）、「聖谷」はその莫高窟のある宕泉（大泉河）の谷間なので、正月中旬にかけて「士庶」つまり士人と庶民が町から二十五里離れた莫高窟を詣でたことを言っていることになる。對句表現であることを差し引いても、実際には正月の前半には地位のあるものから順次莫高窟を詣でていたということであろう。その時莫高窟では、「燈燃は千樹のごとく、食獻ずるは銀の盤。萬佛を幽龕に供し、千尊を杳ひ窟に奉ず。」のように、林のようになるほどの燃燈を燈し、銀盤に持った供物で龕窟の千佛を供養したという。後ろの資料にも見られるが、もちろんそれは夜間のことであろう。さらに「八音は清亮にして、林麓遍く以て旋行し、六銖の馨香、能人の意を注ぐことを望む。」とは、「八音」はすべての楽器を指すので、音楽が清らかに奏でられることで、「林麓」は莫高窟の前のことであろうから先の千樹の如き燃燈の間を楽曲がいきわたっていたことを言うものであろう。そして「六銖」は天衣を纏うことで、「馨香」とは天女がそこに現れたかのような姿を言う「八音」からの對句であれば、そこに舞樂があった

とを考えてもよいのかもしれない。「能人」はここでは才のある官を指すとすれば、そのような有能な官を惹きつけようという思い、と讀める。そして「嘉なる願を啓す。誰が爲に施作するや。則ち我が歸義軍節度使某官有るなり。」と、正月のめでたい願を述べることを稱え、この供養を行っているのがこの敦煌の支配者、歸義軍節度使であることを言っているのである。そのあと神祇を稱え、施主の歸義軍節度使、そして「國母」と順に莊嚴していく。敦煌の齋願文ではこのような施主を稱え廻向する段落があり、「莊嚴」と稱している。「莊嚴文」というこの段の作法の名稱を冠する文もあって、この時代の儀禮次第の多くに見られる作法である。なお、「國母天公主」の稱號が見られるが、これは甘州ウイグル可汗の娘で敦煌歸義軍節度使曹議金 (?-935 年) の夫人となった隴西李氏を指して用いられた號で、曹議金没後にこの號を使用するようになったと言われる。

この文を通じて、正月の初めに歸義軍政權下の莫高窟前で正月の佛教儀禮が行われ、またその盛大さも理解されるであろう。

次の文を見てみよう。

三元之首，必燃燈以求恩；正旦三長，蓋緣幡之佳節。宕泉千窟，是羅漢之指踪；危嶺三峰，實聖人之遺跡。所以敦煌歸敬，道俗傾心，年馳妙供於仙岩，大設馨香於萬室，振虹（洪）鐘於笋檣，聲徹三天。燈廣車輪，照谷中之萬樹。

P.3405 「正月十五日窟上供養」

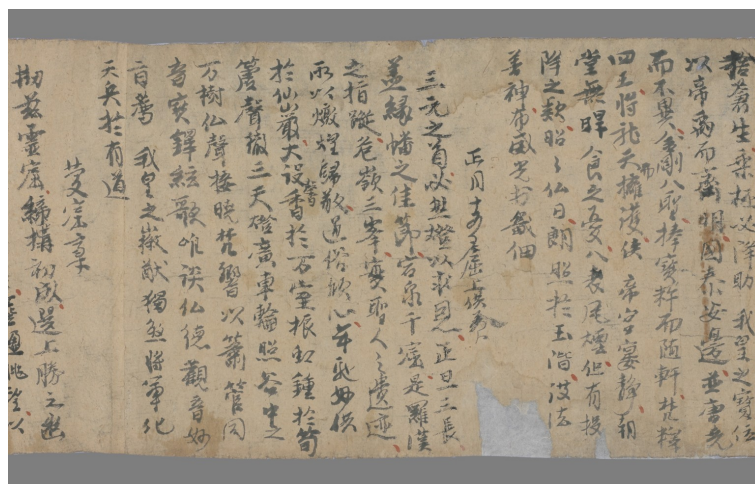


圖 2 : P.3405 「正月十五日窟上供養」

「三元の首、必ず燈を燃し以て恩みを求む。正旦、三長、蓋し幡に縁む佳き節なり。」と言ひ、三元の初めにあたる上元に燃燈するもとに「三長齋月」が關わるという當時の意識に觸れられている。その後、敦煌莫高窟でこのような佛教儀禮をおこなうことについて「宕泉の千窟、是れ羅漢の指踪なり。危嶺の三峰、實に聖人の遺跡なり。所以に敦煌にて歸敬し、道俗傾心し、年に馳せ仙岩に妙供し、大いに馨香を萬室に設く。」のように言う。「危嶺の三峰」と言うのは、敦煌の大佛灣を圍む莫高窟側の鳴沙山ではなく、莫高窟の向かい側の靈峰三危山を指し、ここに鳴沙山と三危山が形成する敦煌大佛灣という當時の人たちの聖地觀、宗教觀が示されている。次に興味深いのは「洪いなる鐘を筍櫓に振へば、聲三天に徹す。燈は廣く車輪のごとく、谷の中の萬樹を照らす。」の記述である。「筍櫓」は櫓の形狀の例えで、その鐘樓の響きは三日續いたと言うのは解るが、車輪のような燈火が廣がり、谷の中を照らすというのは、多くの燈火を車輪のように動かしていた、つまり東大寺二月堂の大松明で行われている作法に似たことを表すのであろうか。少なくとも、ここからは佛教信仰のあつた敦煌で、元旦から上元まで、三長齋月の期間として莫高窟、三危山への巡禮と供養が行われていたことを知ることができる。

もう一點、寫本を見ておこう。

厥今年初肇律，首（守）歲元辰（辰）；青陽告陽於中甸，正寅運朔于瑞月。百官返驟，望仙臺步步虔誠；萬戶奔驅，仰靈巖行行頂謁。朝陳淨食，花開而如香積初來，夜顯神光，晃耀以（似）燈王再朗。千龕普照，吉祥身重備銀輪；萬聖俱瞻，善財士倍添金燭。巡山念佛，聲聲振兜率之宮；遍谷焚香，隊隊滿娑婆之界。八音合響，請十方諸（之）如來；四衆傾心，告三民之應現者，有誰施作？時則有我河西節度使令公，先奉爲龍天八部，擁護敦煌；土地靈只，保堅社禮（稷）。

S.4625 『(擬) 燃燈文』

「厥れ今、年初肇めの律として、元めの辰に守歳す。青陽の中甸に陽を告げ、正寅の朔に瑞月を運ぶ。」に始まり、「百官返ること驟かなるも、仙臺を望むこと歩歩に虔しみ誠あり。萬戶奔り驅きて、靈巖を仰ぐこと行行に頂き謁ゆ。」と、「仙臺」「靈巖」と呼ばれる敦煌の聖地巡禮の官と民の様子の違いを描寫している點は、上のP.3405に言うのと近い。そのような状況があったことを知るとともに、表現上も一種の決まり文句になっていたことを窺うことができる。「朝に淨食を陳べ、花開くこと香積初めて來るが如し。夜に神なる光を顯し、晃り耀くこと燈王の再び朗なるに似たり。」と、晝夜にわたって華やかに齋が行われたことを言い、莫高窟

千佛洞の中の状況として、「千の龕普く照らすこと、吉祥の身に重ね銀輪を備ふ。萬の聖は俱に瞻がれ、善財の士は金燭を倍し添へる。」として、普段は暗い洞窟の中が寄進された燭臺により、千佛も後光が差したように見えるほど明るく輝いたことを表している。鳴沙山側と三危山側をあわせて聖地とし、その間の谷を「聖谷」と稱している宗教観に通じるものであろう。すると次は外の状況として、「山を巡りつ佛を念じ、聲聲は兜率の宮を振はし、谷を遍くしつ香を焚き、隊隊は娑婆の界を満たす。」とある。山が具體的にどこを指すのかは不確かではあるが、先にも宗教観としての三危山と鳴沙山の対比が見られており、また三危山側でも燈火が點され儀禮が行われていたことは他の資料でも明らかなので¹¹、三危山の巡禮が併せ行われていたのかもしれない。

別に興味をそそられるのは、敦煌でも正月に踏歌が行われていたばかりか、今日の皮影戲のような影繪劇が行われていたことを想わせる資料が出てくることである。「油貳升半、十五夜の影燈を點ける用に充つ。(油貳升半充十五夜點影燈用。)」(S.1316) や「油參升、願眞に付して長明燈及び正月十五日の影燈等を燃すに用ふ。(油參升付願眞燃長明燈及正月十五日影燈等用。)」(P.3490) のような記録を儀禮に關わる帳簿の中に見つけることができる。影繪劇に關しては、變文のような繪解きの臺本もたくさん見つかっている敦煌のこともあり、それに近い講唱文學がそこでも行われていたということになる。

以下に敦煌文獻の中で踏歌や正月の樂人の活動に關する資料をいくつか列挙しておこう。

歲日月正元日，律應新年；四時別起于三春，萬物更添一歲。
十五日 初入三春，新逢十五。燈籠火樹，爭然九陌之時；舞席歌延(筵)，
大啓千燈之夜。

S.2832

¹¹ 『大唐隴西李府君修功德記』(莫高窟 148 窟前室の外、P.3608、S.6203 などに鈔本あり) には、以下のように三危山側でも莫高窟側ともに儀禮をおこなっていたと思われる記述がある。「敦煌之東南，有山曰三危。結積陰之氣，坤爲德；成凝質之形，艮爲象。峻嶒千峰，磅礴萬里。呀豁中絕，塊圯相嵌。鑿爲靈龕，上下雲臺；構以飛閣，南北霞連。依然地居，杳出人境。聖燈時照，一川星懸。神鐘乍鳴，四山雷發。靈仙貴物，往往而在。……(敦煌に東南、山の三危と曰ふ有り。陰を積ぬ氣を結び、坤もて徳と爲し、質を凝らす形を成して、艮もて象と爲す。峻しく嶒しき千峰、萬里に磅礴す。呀き豁くこと中に絶し、塊圯にして相ひ嵌し。鑿りて靈龕を爲すこと、上下に雲のごとく臺へ、構へて以て飛閣となすこと、南北に霞のごとく連れり。依然として地に居るに、杳か人境を出ずるがごとく。聖燈の時に照らすに、一川に星のごとく懸げられ、神鐘の乍ち鳴るに、四山は雷のごとく發す。靈仙の貴物，往往にして在り。……)」



圖 3 : 敦煌の町と莫高窟、三危山の位置関係



圖 4 : 三危山の4つの峰

伏以今月一日，歲祭拜白羊羯壹口。節良用白羊羯壹口。定興郎君踏舞來，白羊羯壹口，未蒙判凭，伏請處分。丙寅年（966？）正月。

P.3272V

牒：奉仙等雖霑樂人，八音未辯（辨），常蒙撫恤，頻受賞〔榮〕。突課差科，優矜至甚。在身所解，不敢隱欺。自恨德薄無能，不升褒薦。數朝惶怖，希其重科，免有悚遺。却加重賞，奉仙等四人，弟子七人，中（衷）心忻喜，貴荷非常。所賜賞勞，對何司取？請處分，謹牒。

P.3730「酉年樂人奉仙等牒」

……十五日出粟肆斗充音聲。廿三日出麥貳斗、粟參斗充與音聲。廿九日出粟壹斗充與音聲。三十日出粟伍斗充與音聲。二月壹日出麥伍斗、粟伍斗充音聲。酉年正月 日奉仙等謹牒。

P.4542

S.2832では曆のようにその日ごとの出来事が記されている。その中で正月十五日には「十五日、初めて三春に入りて、新たに十五に逢ふ。燈籠は火樹のごとくして、爭然たること九陌の時、舞席と歌筵は、大いに啓かること千燈の夜。」という。「九陌」は都大路のような喧噪の例えであるから、恐らく正月十五日夜の莫高窟付近はそれと競い合うと言われるほどの相當な賑わいの時だったのであろう。「燈籠は火樹のごとくして」「千燈の夜」のように夜の賑わいが記されている。

續くP.3272Vでは「伏して今月の一日を以て、歳に祭拜するに白羊羯壹口、節に良く用ふるに白羊羯壹口、定興郎君踏舞に来るに白羊羯壹口、未だ判と凭を蒙らず。伏して處分を請ふ。丙寅年正月。」のように言い、正月に定興郎君の踏舞への報酬として白羊羯（羊の背肉）が用意されることが記されている。P.3272の正面文書には甘州使頭閻物成の名前があり、同じ閻物成はP.3627に後晋天福四年（939）年の記年のある『王陵變』を記していることから、P.3272背面の「丙寅年正月」というのはそこからやや時間が空くが宋太祖の乾徳四年（966）の頃ではないかと思われる。

P.3730「酉年樂人奉仙等牒」では、「牒していふ。奉仙等、樂人として霑り八音未だ辨ぜずといへども、常に撫恤を蒙り、頻りに榮を受く。突として差科を課せられ、優矜なること至りて甚だし。身に解く所、敢へて隠し欺かず。自ら徳薄く無能にして、褒薦に升らざるを恨む。數朝に惶怖し、其の重科を希むも、悚れを遺すこと有るを免れず。却って重賞を奉仙等の四人、弟子七人に加ふこと、衷心

より忻び喜び、貴荷なること非常なり。賜る所の勞への賞、何れの司に對して取れるや。處分を請ふ。謹しんで牒す。」のように言い、奉仙を中心とする樂人が、「差科」、つまり官からの命で樂を奏で、その褒賞を得たこと、そしてその褒賞を如何に得るかを官に願ひ出る牒と見られる。

そしてその褒賞に関する牒が残されている。P.4542はP.3730に言う奉仙等四人、弟子七人への「音聲」褒賞に関わる牒で、「……十五日に粟肆斗を出し音聲に充てる。廿三日に麥貳斗、粟參斗を出し音聲に充て與ふ。廿九日に粟壹斗を出し音聲に充て與ふ。三十日に粟伍斗を出し音聲に充て與ふ。二月壹日に麥伍斗、粟伍斗を出し音聲に充てる。酉年正月 日、奉仙等謹しんで牒す。」としており、興味深い點は十五日以外にも正月の間、數日音曲を奏でていることであるが、このいずれもが十齋日の日に當たることは、三長齋月、八關齋との關わりではないかと思われる。それが官の命で行われていたという點は興味深いことである。十齋日、八關齋と三長齋月との關わりについては後章で改めて述べていきたいと思う。

三、唐代前後における中國の正月の儀禮

上のように、敦煌文獻により9、10世紀の敦煌では正月の燃燈儀禮を中心に華やかな活動が行われ、官僚から士庶までがともに祝い集っていたことを知ることができる。しかし、敦煌文獻に見られるような、また日本の修二會に傳承されるような佛教の儀禮として、また除災や悔過のという信仰が加わっているとする記録は、唐代以前の資料では見られていないようである。正月十五日の燃燈儀禮を記す隋代の資料として『隋書』「柳彧傳」が、また唐代の『舊唐書』等の記録があるとされるが、上元の踏歌や雜技を含む燃燈行事に發展していることは解るが、唐代前半期では佛教的な、或いはほかの外來の信仰を受容していたことを明確に示してはいないように思える。『隋書』卷六二「柳彧傳」に言う¹²。

彧見近代以來，都邑百姓每至正月十五日，作角抵之戲，遞相誇競，至於糜費財力，上奏請禁絕之，曰：「臣聞昔者明王訓民治國，率履法度，動由禮典。非法不服，非道不行。道路不同，男女有別，防其邪僻，納諸軌度。竊見京邑，爰及外州，每以正月望夜，充街塞陌，聚戲朋遊。鳴鼓聒天，燎炬照地，人戴獸面，男爲女服，倡優雜技，詭狀異形。以穢嫚爲歡娛，用鄙褻爲笑樂，內外共觀，曾不相避。高棚跨路，廣幕陵雲，袿服靚妝，車馬填噎。肴醕肆陳，絲竹繁會，竭貲破產，竟此一時。盡

¹² 『隋書』，中華書局，1973年，1483-1484頁。

室竝孥，無問貴賤，男女混雜，緇素不分。穢行因此而生，盜賊由斯而起。浸以成俗，實有由來，因循敝風，曾無先覺。非益於化，實損於民。請頒行天下，竝即禁斷。康哉《雅》、《頌》，足美盛德之形容，鼓腹行歌，自表無爲之至樂。敢有犯者，請以故違敕論。」

ここでは、「都邑の百姓、正月十五日に至る毎に、角抵の戲を作し、相を遞へて競を誇り、至りて財力を糜れ費すものなり。上奏し禁じて之を絶さんことを請ひて曰く、「臣聞く、昔者、明王は民を訓へ國を治め、法度を履むを率ひ、禮典に由るを動かす。法に非れば服さず、道に非れば行はず。道、路は同からず、男、女に別有り、其の邪僻を防げ、諸の軌度を納む。京邑、爰及び外州を竊ひ見るに、正月望夜毎に、街塞の陌に充つは、戲の聚まり朋の遊なり。鼓を鳴らし天を聒しくし、炬を燎き地を照し、人は獸面を戴り、男は女服を爲し、倡優の雜技、詭りの狀、異なる形なり。穢れ嫚しめを以て歡娛と爲し、鄙褻を用ひて笑ひ楽しみと爲し、内外共に觀ずること、曾て相ひ避けず。」として正月望月にそれを祝って松明を照らし獸面を付け男女が入り混じって楽しむ亂れた習俗として記されている。さらには「室を盡して孥と竝び、貴賤を問ふこと無く、男女は混雜し、緇素分たず。」のように言い、僧侶もこれに加わっていることを言うが、これより見る限りでは儀禮の類として行われるものではなかったに違いない。なお、ここでの燈籠の意味は、諸々の夜間に遊戯を行うためのものであって、觀燈を目的とするものではないことは後代のものと異なるように思われる。

次に、『舊唐書』卷七本紀第七「中宗」には以下の様にいう¹³。

（景龍）四年春正月乙卯，於化度寺門設無遮大齋。丙寅上元夜，帝與皇后微行觀燈，因幸中書令蕭至忠之第。是夜，放宮女數千人看燈，因此多有亡逸者。丁卯夜，又微行看燈。

「（景龍）四年（710）春正月乙卯、化度寺門に於ひて無遮大齋を設く。丙寅上元の夜、帝と皇后、微かに觀燈に行き、因みて中書令蕭至忠の第に幸す。是の夜、宮女數千人をして看燈せしむ。此に因りて多く亡逸する者有り。丁卯の夜、又微かに行きて燈を見る。」としている。ここでは正月の乙卯（景龍四年正月四日）に化度寺で無遮大齋が開かれているが、丙寅上元夜とは10日以上離れており別の行事であることは間違いない。この日には中宗は皇后とともに觀燈を祕かに楽しみ、また皇帝宮女を觀燈の爲に夜に外出したところ多くが失われたことを記している。また丁卯（正月十六日）夜にも再度觀燈に出かけているといっているので、少なくとも2晩は行われる行事であったことがわかる。

¹³ 『舊唐書』卷七本紀第七「中宗」，中華書局，1975年，149頁。

次に『舊唐書』卷六本紀第六「睿宗」に言う¹⁴。

(先天)二年春正月，敕河北諸州團結兵馬，皆令本州刺史押掌。乙亥，吏部尚書兼太子右諭德、鄴國公蕭至忠爲中書令。上元日夜，上皇御安福門觀燈，出內人連袂踏歌，縱百僚觀之，一夜方罷。二月丙申，改隆州爲閬州，始州爲劍州。分冀州置深州。初，有僧婆陀請夜開門然燈百千炬，三日三夜。皇帝御延喜門觀燈縱樂，凡三日夜。左拾遺嚴挺之上疏諫之，乃止。

先天二年、つまり唐の玄宗皇帝の初年、上皇となった睿宗が正月に「安福門」に御幸して燈を見て楽しんだ時のことが記されている。「内人出でて袂を連ねて踏歌す。百僚の之を觀るを縦にし、一夜にして方やく罷る。」と、内人つまり宮中の女官が出てきて手をつないで一晩の間「踏歌」という歌と踊りをし、百僚つまり多くの役人が出てきてそれをみて楽しんだと言っている。日本にも傳わる地を鳴らして踊る「踏歌」は、唐のこの頃には娯樂の一種になっていたようで、儲光羲『薔薇篇』や『資治通鑑』「唐則天武后聖曆元年（698）」にも記録がある。「連袂（袖をつないで）」を、手をつないで地を鳴らす踊りと考えると、『後漢書』卷八五「東夷傳」の「三韓」に、朝鮮半島の風習として「常に五月を以て田に竟くして鬼神を祭し、晝夜に酒會し、群聚歌舞し、舞へば輒ち數十人相ひ隨ひ、地を蹋みて節を爲す。十月に農功畢りても亦復た之の如し。（常以五月田竟祭鬼神，晝夜酒會，群聚歌舞，舞輒數十人相隨，蹋地爲節。十月農功畢，亦復如之。）」とあるものがよく似ている。ここでは「踏歌」ではなく「踏地」と言っているが、鬼を鎮め神を祭って豊作を祈り、秋にまた同じように祭祀を行うと、こうした行事が長い時間を経て浸透したものととらえてよいであろう。『趙飛燕外傳』には「時十月十五日，宮中故事：「上靈安廟，是日吹埴擊鼓，連臂踏地。」」ともあり、神と通じる或いは魔よけ的な様々な場面でも用いられ、祭祀でこのような歌や踊りが楽しまれた（あるいは神佛を楽しませた）のではないかと思われる。その大きな流れとして農耕のための神々を喜ばす儀禮、除災が、後に正月儀禮に取り込まれたと考えるとよいのかもしれない。なお、後の佛教の脩法にもこれと関連性が考えられるものが見られる。單なる氣づきにとどまるものではあるが、備忘のために一應あげておきたい。

この「踏地」を、佛教儀禮の中に類似のものを見ると、實は密教儀禮の中に幾つか見られていることに氣づく。例えば阿地瞿多譯の『佛說陀羅尼集經』卷第四、觀世音卷上の「十一面觀世音神呪經」の中に以下のように見えている¹⁵。

¹⁴『舊唐書』卷六本紀第六「睿宗」，中華書局，1975年，161頁。

¹⁵阿地瞿多譯『佛說陀羅尼集經』卷第四（觀世音卷上）「十一面觀世音神呪經」，『大正新脩大藏經』第18卷，823頁a。

阿波羅質多印第三十七 唐云無勝印第十面起立地，先大屈左脚膝，正直踳踏地，脚指向前；右脚斜直申向右邊，脚指向前。反叉左右頭指無名指，在掌中右押左，左右小指中指頭相著，竝二大指直豎。莫著頭指側。合腕舉印。向右腋上著。是法身印。誦前大呪七遍已竟，然後更舉，向額上著，更呪七遍：「隨何國土作此法者，五穀豐熟，人民無病，能破一切諸外道法。」

「地に起立して、先ず大いに左脚の膝を屈し、正直にして地を踳にて踏し、脚指は前に向けよ。右脚は斜めに直申させ右邊に向け、脚指は前に向けよ。」とし、さらに足の指での「印」の説明が續く。その印と足で踏む行爲の目的としては後ろの「呪詞」に「何なる國土に隨へども此の法を作す者、五穀は豐熟し、人民は無病となり、能く一切の諸外道の法を破らん。」と言っているのも、まさに五穀豐穰、無病息災と破魔を目的とするものである。上の踏歌とはあまり關りが無いかもしれないが、こうした共通項は興味深いことである。こうした類似性が一つの儀禮の中に融合する契機となるかもしれないからである。

なお、佛教の正月儀禮としては後代の『佛祖統記』中に貞觀年間の記録が残されるが、『佛祖統記』自體が時代的にやや下りすぎているとする懸念もある¹⁶。『舊唐書』には景龍四年正月に化度寺で無遮大齋が行われ、上元の「帝と皇后は微かに觀燈を行す」とともに正月行事として記録されてはいるが、連續する一連の行事ではない。この時代以前に佛教の正月儀禮があったことを否定するものではないが、少なくとも上元の燃燈行事からは佛教色があまり濃厚ではないことは氣になる點である。後代の敦煌での例に見られるようになるまでには恐らく唐の半ばに何らかの兩者を強く結びつける轉機があったのでは、と推測されるところである。こうした唐代の燃燈儀禮の發祥として、先の『舊唐書』に續く「初め、僧婆陀なるもの胡僧婆陀の、夜に門を開き、百千炬の三日三夜燃燈するを請ふ。皇帝延喜門に御し燈を觀て縦に楽しむこと、凡そ三日の夜。左拾遺、嚴挺之上疏して之を諫め、乃ち止む。」の記載がある。隋代にはすでに「燎炬照地」と言うように松明を焚いての望月の行事とはなっていたが、燃燈行事の發祥としてここには西域僧の齎した儀禮があるとしているのは注目すべきかもしれない。この時代も嚴挺之が上奏しているので中宗の時代と考えてよいであろう。

同じことは『唐會要』にも記載がある。

¹⁶ 「貞觀元年正月詔京城德行沙門、竝令入內殿行道七日。度天下僧三千人。……（二年）七月詔京城諸郡僧道、七日七夜轉經行道、爲民祈福以保秋成。每歲正月七月視此爲式。……三年正月、詔京城沙門、每月二十七日行道『仁王經』、爲國祈福官給齋供。（『佛祖統記』卷第三十九、『大正新脩大藏經』第49卷363頁b）

『唐會要』第四十九「燃燈」に以下のように言う¹⁷。

先天二年二月，胡僧婆陀請夜開城門，燃燈百千炬，三日三夜。皇帝御延喜門，觀燈縱樂，凡三日夜。左拾遺嚴挺之上疏曰：「竊惟陛下孜孜庶政，業業萬幾，蓋以天下爲心，深戒安危之理。奈何親御城門，以觀大酺，累日兼夜，臣愚竊所未喻。且臣卜其晝，未卜其夜。史冊攸傳，君舉必書，帝王重慎。今乃暴衣冠于上路。羅伎樂于中宵。陛下反樸復古。宵衣旰食。不矜細行。恐非聖德所宜。臣以爲不可一也。誰何警夜。代鼓通晨。以備非常。古之善教。今陛下不深惟戒慎。輕違動息。重門弛禁。巨猾多徒。倘有躍馬奔車。厲聲駭叫。一塵清覽。有軫宸衷。臣以爲不可二也。陛下北宮多暇。西牖暫陟。青春日長。已積埃塵之弊。紫微漏永。重窮歌舞之樂。倘有司跛倚。下人飢倦。以陛下近猶不恤。聖情攸關。豈不凜然祇畏。臣以爲不可三也。伏望晝盡歡娛。暮令休息。務斯兼夜。恐無益于聖朝。惟陛下裁擇。

開元二十八年，以正月望日，御勤政樓，讌群臣，連夜燃燈，會大雪而罷。因命自今常以二月望日夜爲之。天寶三載十一月敕。每載依舊正月十四十五十六日開坊市燃燈。永爲常式。

ここには「先天二年（713）二月、胡僧婆陀の、夜に城門を開き、百千炬の三日三夜燃燈するを請ふ。皇帝延喜門に御して、燈を觀て樂を縱にすること凡そ三日の夜す。」と上と同じように胡僧の婆陀が大量の燃燈を三日三晩燈す行事を請じて儀禮が行われ、それを皇帝が延喜門から楽しんだことが記されている。ただこれを先天二年としているのは上の記述からの解釋と必ずしも一致しない。中宗の時代に行われている儀禮であれば、先天より前の景龍年間とするのが正しいのであろう。これが夜を徹して行われたことによる弊害から、濫りに行われぬよう上奏され、それを承けて「開元二十八年（740）、正月の望日を以て、勤政樓に御し、群臣を讌して、連夜燃燈するも、大雪に會ひて罷む。因りて今自り常に二月望日の夜を以て之を爲すを命ず。」といい、「天寶三載（744）十一月に敕す。每載に舊に依りて正月十四日、十五日、十六日に坊市を開き燃燈せよ。永く常式と爲さんことを。」との敕が出されて舊に復している。二月から正月へ、そして二月に移されるなど、この行事の漢人社會での位置づけが良くわからないところではあるが、上にも言う舊來の習俗に重ねられていったものと見るのが自然であろう。ちなみに、『荊楚歲時記』などでも正月行事で火が用いられる行事は蘆苳、つまり葦を束ねた「たいまつ」のような炎で鬼を拂う儀禮が紹介されているほか、正月の上元節に

¹⁷『唐會要』第四十九「燃燈」、中華書局、1955年、862頁。

観燈の行事があったことは先の『舊唐書』「中宗紀」にも見えている通りである。ここではそれとは別に胡人僧の行事を發端とする別の行事があったものが、天寶三載の頃には「正月十四日、十五日、十六日に坊市を開き燃燈」するという形で、舊來の習俗と重ねられていることになる。

ただ、こうした西域的な儀禮が融合する中でも、後に見えるような宮廷儀禮や、悔過や修身のような要素が見られていないことになる。娯樂としての要素が宮中でも根強くあることは上記の記載にも見える通りである。ちなみに、天寶年間には正月十五日に楊貴妃が夜間に燈籠に出かけたことも『舊唐書』卷第五十一「楊貴妃傳」には記載されている¹⁸。

十載正月望夜，楊家五宅夜遊，與廣平公主騎從爭西市門。

「正月の望夜、楊家五宅夜に遊び、廣平公主の騎從と西市の門に争ふ。」これは開元二十八年（740）楊貴妃が21歳で玄宗に仕えるようになってから10年ほどが経った天寶十載（751）、32歳の時のことである。楊家一族が揃って観燈に出かけようとした時に些細なことで廣平公主ともめたことを記している。

おそらくこのような正月十五日の燃燈や燈籠を見に出かける観燈はこのように習俗となって継続的に親しまれてきたことであろう。それでいながら、先天年間以降には西域的な要素が加わりつつあり、さらには中唐の頃には佛教側でも正月十五日の観燈としての習俗が加わっていることが以下の記述などによってわかる。

圓仁『入唐求法巡禮行記』に言う¹⁹。

開成四年（揚州）……十五日夜東西街中人宅燃燈，與本國盡晦夜不殊矣。寺裏燃燈，供養佛，兼奠祭[祖]師影。……諸寺堂裏竝諸院，皆競燃燈、有來赴者，必捨錢去……。」

開成四年（839）（揚州）……十五日夜、東西街中の人宅にて燃燈すること、本國の晦の夜を盡すことと殊ならず。寺の裏にて燃燈し、佛を供養し、兼ねて[祖]師の影を奠祭す。……諸寺の堂の裏、竝びに諸院にて、皆な競ひて燃燈し、來り赴く者有れば、必ず錢を捨して去る……。

このように正月十五日の燃燈は人々の家と同様に寺院内でも行われるが、「佛を供養し、兼ねて[祖]師の影を奠祭」していたとされるので、佛教寺院では競って儀禮が行われていたことも知ることができる譯である。ところで、本題とは関係がないが、ここで圓仁の記述の中で気になる点があることに気づく。こうした

¹⁸『舊唐書』卷第五十一「楊貴妃傳」，中華書局，1975年，2180頁。

¹⁹圓仁『入唐求法巡禮行記』，開成四年，『大日本佛教全書』113，名著普及會，1980年。

習俗を「本國」つまり日本と同じとはしているが、あくまでも「晦」つまり晦日から元旦にかけてのことであるので、我々の關心から言えば異なる習俗のようである。少なくともここでは日本における脩正會、脩二會との關係性については認識していないことになり、やや不可解さが残らなくもない。

さて、正月十五日の觀燈の習俗がいつ頃の時代に如何にして佛教儀禮として定着し、習俗として人々の中に認知されていくかの過程が次の問題として残るが、筆者はこの點について、當時の信仰的流行に鑑みた時、先の敦煌資料の中に見え隠れする三長齋月や十齋日との關りが強いのではないかと考えている。

四、唐代前後における中國の正月の儀禮

正月十五日の觀燈の習俗と佛教儀禮の關係を考えると、豫測されることの一つに、この時代に佛教の「三長齋月」の行事が強調されるようになったことがあるように思われる。何よりも敦煌の燃燈儀禮關連の資料に「三長齋月」の文字が散見され、また唐代の特に8世紀半ば頃に、インドの三齋（いわゆる六齋）が國家儀禮化して三長齋月（正月、五月、九月の初めの十五日）が儀禮の中でしばしば取り上げられるようになってきているからである。これはもともと、在家の佛教者が八戒を守るべき日として定められたもので、羅什譯の『梵網經』や「智顛說、灌頂記」とされる『菩薩戒義疏』にも言及はある。これらの中でもインドの六齋日と並び稱され、在家のものが八戒を守ること、贖罪することが説かれている²⁰。この教えはのちの「帝釋天や毘沙門天が巡察するのに合わせ人々が懺悔して精進潔齋する日」と定められた十齋日にもつながる教えで²¹、唐初に道教で十直という名稱で主張するようになった十齋日も根は同じものと見られるので、基本的な考え方は八關齋とともに中國ですでに浸透していたことは間違いないが²²、とくにその齋日の中でも最も重要で期間の長い、ある意味經濟的負擔の高い正月、五月、九月の三長齋月の齋が唐の8世紀頃に整備されていったと見るように筆者は考えている。

こうした整備が行われていったのは、唐王朝の中でも、現在資料に見られるものは特に不空三藏時代以降のものが多い。『代宗朝贈司空大辨正廣智三藏和上表制集』にも記載があるほか、『金剛壽命陀羅尼念誦法』、『金剛壽命陀羅尼經法』など

²⁰ 拙稿「淨土五會念佛法事と八關齋、講經」、『シルクロードと近代日本の邂逅』、勉誠出版、191-228頁、2016年。

²¹ 拙稿「敦煌本十齋日資料與齋會、儀禮」、『敦煌吐魯番研究』第14卷、379-402、2014年12月。

²² 拙稿「敦煌本《受八關齋戒文》寫本の基礎的研究」、『敦煌寫本研究年報』第5號、129-150頁、2011年。

の儀軌の漢譯も見られている。そこには三長齋月にこの法を修すべきことが以下のように書かれている²³。

次説護摩除災延命壇。治一淨室。於東邊安金剛壽命菩薩像。懸諸幡蓋。像前作三肘方壇。掘深去瓦礫骨灰諸不淨物等。如其地無諸穢物還取舊土填之。土若有餘是大吉祥相，法易成就。若有穢物，即取河兩岸淨土填平。和諸香瞿摩夷塗。壇中心畫以白粉。作一肘半金剛甲冑。中央穿一爐，深半肘，周圍緣。如不欲穿者安火爐。行者火爐前坐。壇四面供養飲食諸果子等。壇四角安瓶。於爐中然炭。先辦乳木長十指麤如大指二十一，莖以酥搯兩頭，誦金剛壽命眞言，擲於火中。然熾盛已，即於火中想八葉蓮華，於華胎中想阿字，光明遍照，成金剛壽命菩薩。次以四字四明，引請菩薩入火爐。受諸供養，即以右手半金剛印，以水灑火令淨。次取一器盛滿融酥，以骨屢草青者一莖，搯酥，誦金剛壽命陀羅尼一遍，擲於火中。乃至一百八莖或一千八莖。次後擲燒諸香乳酪。念誦已畢，以三滿杓酥傾於火中。初後如是。若能於三長齋月或自本生日，作是供養，能除災難增益壽命，國土安泰，無諸災疫，風雨以時，一切賢聖擁護其人。

まず、「次に護摩除災延命壇を説く。一淨室を治め、東邊に金剛壽命菩薩像を安じ、諸の幡蓋を懸け、像の前に三肘の方壇を作る。……」のように壇のたて方と脩法が説かれ、續けて「初めより後是の如し。若し能く三長齋月或いは自らの本生の日には是の供養を作せば、能く災難を除き壽命は増益し、國土安泰、諸の災疫無く、風雨時を以てし、一切賢聖其の人を擁護せん。」と言っており、「金剛壽命菩薩」の脩法ではあるが、國土の爲の正月の儀禮を行う根據にはなつたものと思われる。

また、以下は正月の佛教儀禮を求める不空の上表の一つである。ここでは毎年の夏中と三長齋月に灌頂を行うように上表しているが、ここから興味深い内容を多く読み解くことができる。おそらく『華嚴經』、『淨名經（維摩經）』、『法華經』を講經の儀禮を行い佛教の教えを廣めつつ、そこに集まつた人々に灌頂し、廣い社會層を教えおさめ、帝の長壽を願うという意圖が見える²⁴。

請置灌頂道場 墨敕一首

大興善寺三藏沙門不空請爲 國置灌頂道場右不空聞。毘盧遮那包括萬界。密印眞言吞納眾經。准其教宜有頓有漸。漸謂聲聞小乘登壇學處。頓謂菩薩大士灌頂法門。是詣極之夷途。爲入佛之正位。頂謂頭頂。表大行之尊高。灌謂灌持。明諸佛之護念。超昇出離何莫由斯。是以剋己服勤不

²³ 『金剛壽命陀羅尼念誦法』、『大正新脩大藏經』第20卷，575頁c。

²⁴ 『代宗朝贈司空大辨正廣智三藏和上表制集』、『大正新脩大藏經』第52卷，830頁a。

捨。晝夜誓志鑽仰豈敢怠違。冀每載夏中及三長齋月。依經建立，《嚴》
《淨》《花》以開覺。使有識而歸真。庶邊境肅淨 聖躬萬壽。不勝懇念之
至。謹詣右銀臺門。奉狀陳請以聞。天恩允許請降 墨敕 依奏。

廣德元年(763)十一月十四日

大興善寺三藏沙門不空狀進

「冀くは每載の夏中及び三長齋月に經に依りて（道場を）建立し、『（華）嚴』、『淨（名）』、『（法）花』以て覺りを開き、有識のものを使得真に歸らしめ、庶の邊境のものは淨に肅し、聖躬は萬壽たらん。」と言ひ、夏安吾の期間（4月16日から7月15日）と三長齋月に『華嚴經』、『淨名經（維摩經）』、『法華經』を講經してよう上奏している。その目的に「聖躬（帝）」の長壽を願うことを言っていることもまた國家的儀禮につながる根據になることであろう。

實のところ、この内容より見て、ここで行われる儀式が、圓仁が開成六年に見た三長齋月の俗講につながっているようにも見える。以下に圓仁が書いた記録を見てみよう²⁵。

（正月）九日，五更時，拜南郡了。早朝歸城。幸在丹鳳樓，改年號。改開成六年爲會昌元年。

又勅於左右街七寺開俗講。左街四處：此資聖寺令雲花寺賜紫大德海岸法師講『花嚴經』；保壽寺令左街僧錄三教講論賜紫引駕大德體虛法師講『法花經』；菩提寺令招福寺內供奉三教講論大德齋高法師講『涅槃經』；景公寺令光影法師講。右街三處：會昌寺令內供奉三教講論賜紫引駕起居大德文澈法師講『法花經』，城中俗講，此法師爲第一；惠日寺崇福寺講法師未得其名。又勅開講道教：左街令勅新從劍南道召太清宮內供奉矩令費於玄眞觀講『南花』等經；右街一處，未得其名。竝皆奉勅講。從大和九年以來發講，今上新開。正月十五日起首，至二月十五日罷。

「年號を改め，開成六年を改めて會昌元年と爲す。勅して左、右街七寺に俗講を開かしむるに及ぶ」と言うのより見て、元號が會昌に改められたことを祝うために講經が行われたものとも見える。ただその日にちが「正月十五日もて起首とし二月十五日に至りて罷む」というので、ちょうど三長齋月に接續しているようで、三十日間も俗講が續く規模の大きな法會であったと分かる。また「太和九年（835）従り以來廢講せられ、今上に新たに開かる」と言うので、太和九年までは同じように俗講が行われていたことが分かる。これが或いは先の不空三藏の上表によりはじめられた儀禮ではないかと推測される譯である。

²⁵圓仁『入唐求法巡禮行記』會昌元年、『大日本佛教全書』113，名著普及會，1980年。

以上のように見てくると、正月に行われる國家儀禮としての佛教の儀禮、とくに除災、悔過や五穀豐穰の祈願は、8世紀半ばころから目立って見られるようになり、日本など中國佛教から見た周縁地域にも影響があったとみることができるのではないかと考えられる。これは密教儀禮が盛んにおこなわれていた時期で、日本ではちょうど多くの密教儀軌を持ち歸っていた時期とも重なる。

五、唐代の除災と山の信仰

先に、唐前期の國家儀禮としての除災（疫病、厄祓い）を行うことが佛教儀禮に必ずしも明確に見えてこないとしたが、この点につき、同時代の除災に関する資料から一應窺っておきたい。

『舊唐書』の「本紀」などから見ると、疫病の流行は高宗朝末期（永淳元年（682）正月乙未朔）、則天武后朝末期（神龍二年（705）春正月丙申）、安史の亂直後の肅宗朝末期（寶應元年（762）冬十月）、そして唐末の黃巢の亂、朱全忠の亂の中で見られる。他にも徳宗朝（貞元六年（790）夏四月）と文宗朝（大和七年（833年））で一回ずつ記述があるが、『舊唐書』の「本紀」の中の記載はこの數例である。これから見ると30年から60年に一回という頻度で大きな疫病が起きていることがわかる。正史の本紀ということ言えば、たびたびの疫病の中でも王朝に関わる重大な記事を残したと見てもよく、何よりも皇帝の崩御や、大亂の後の異民族の侵入、王朝末期の反亂に関わる時代の記事が目立っているのはそれを物語っている。敦煌の願文の範例集に「疫病」が記載されることを考えると、もう少し高頻度で用いられていた可能性はあり、実際には正史の本紀に記載される以上の疫病被害があったことは間違いないであろう。

これらの中で、本稿で注目したいのは最初の永淳年間の疫病である。まずその記載を見てみよう²⁶。

永淳元年（682）正月乙未朔，以年饑，罷朝會。關內諸府兵，令于鄧、綏等州就穀。……五月壬寅，置東都苑總監。自丙午連日澍雨，洛水溢，壞天津及中橋、立德、弘教、景行諸坊，溺居民千餘家。六月，關中初雨，麥苗澇損，後旱，京兆、岐、隴螟蝗食苗竝盡，加以民多疫癘，死者枕藉于路，詔所在官司埋瘞。丁丑，以岐州刺史蘇良嗣爲雍州長史。京師人相食，寇盜縱橫。秋七月己亥，造奉天宮于嵩山之陽，仍置嵩陽縣。又于藍田造萬全宮。庚申，零陵王明薨。是秋，山東大水，民饑。吐蕃寇

²⁶ 『舊唐書』本紀第五「高宗」，中華書局，1975年，109-112頁。

柘、松、翼等州。冬十月甲子、京師地震。丙寅、黃門侍郎劉景先同平章事。十二月、南天竺、于闐各獻方物。突厥餘黨阿史那骨篤祿等招合殘眾、據黑沙城、入寇并州北境。

二年春正月甲午朔、幸奉天宮、遣使祭嵩嶽、少室、箕山、具茨等山、西王母、啓母、巢父、許由等祠。

永淳元年(682)正月乙未朔、年饑なるを以て、朝會を罷む。關内の諸府兵をして、鄧、綏等州にて就穀せしむ。……五月壬寅、東都に苑總監を置く。丙午自り連日雨澍ぎ、洛水溢れ、天津及中橋、立德、弘教、景行の諸坊を壊し、居民千餘家溺る。六月、關中に初めて雨ふり、麥苗澇損し、後に旱して、京兆、岐、隴に、螟蝗の苗を食ふこと並び盡くし、加へて民多く疫癘を以て、死者路に枕藉し、所在の官司に詔して埋瘞せしむ。丁丑、岐州刺史蘇良嗣を以て雍州長史と爲す。京師に人の相ひ食ひ、寇盜縦横す。秋七月己亥、奉天宮を嵩山の陽に造り、仍ち嵩陽縣を置く。又藍田に萬全宮を造る。庚申、零陵王明薨ず。是の秋、山東に大水ありて、民饑える。吐蕃柘、松、翼等の州を寇す。冬十月甲子、京師に地震あり。丙寅、黃門侍郎劉景先、平章事に同ふす。十二月、南天竺、于闐各れ方物を獻ず。突厥餘黨阿史那骨篤祿等、殘眾を招き合はせ、黑沙城據り入りて并州北境を寇す。

二年春正月甲午(1月6日)の朔に、奉天宮に幸し、使を遣りて嵩嶽、少室、箕山、具茨等の山、西王母、啓母、巢父、許由等の祠を祭らせしむ。

ここで興味深いのは、何といてもこのような災害と疫病による被害が擴大する中で、「二年春正月甲午の朔に、奉天宮に幸し、使を遣りて嵩嶽、少室、箕山、具茨等の山、西王母、啓母、巢父、許由等の祠を祭らせしむ」としていることである。恐らく正月の朝賀も取りやめて、六日には前年の七月に嵩山の南に建立した奉天宮に皇帝自身が行幸し、さらに嵩嶽、少室、箕山、具茨等の山や、西王母、啓母、巢父、許由といった山にまつわる神をまつらせていた譯である。この祭祀が皇帝の行幸した「嵩山奉天宮」を中心としていると見た場合、「天」の祭祀が行われたと推測されるが、これに関わる資料は少なく、この儀禮についてさらなる検討が必要ではある。しかし、いずれにしても、この災厄の年を越して翌年の正月に王朝規模での山の神の祭祀が行われたという点だけは確かなところである。なお、高宗はこの年の12月に55歳という年齢で崩御している。

高宗の時代には佛教が盛んになっていることは同時代の敦煌莫高窟の造營狀況

や様々な遺跡、高僧傳などの記述からよく知られているところではあるが、こうした疫病に對しては、まだこの頃は佛教よりも傳統的な神信仰に頼っていた可能性が高いと見えることは興味深いことである。『文苑英華』などに見え祭文類より見ても、雨乞いや氣候に関わる儀禮テキストは、傳統的形式で文人たちによって作られ、神々に捧げられていることがわかる。また佛教式の葬儀の發展より見ても、根強い死生觀、傳統的觀念に縛られやすい死者儀禮では、佛教的な色合いがより濃くなるのは盛唐期後以降、ほとんどは中唐期以降になると見ることもできる。死者供養のために寺院を建立することは古くから別にあったため、莫高窟にも氏族の供養窟があることは確認できるが、七七の儀禮も含めて舊來の葬送儀禮の中に浸透していくのは盛唐期くらいからではないかと筆者は考えている。兎も角、佛教流行の中とは言え、ここに高宗晩年に訪れた國土の災厄のために全土で行われた儀禮が山嶽を中心とした舊來の信仰であったことは確認されるのである。

ちなみに、こうした山嶽信仰は全国的に廣がり、言うまでもなく敦煌でも根強くあったことが知られている。とくに西王母は漢代から唐五代にかけても信仰されており、今日に至ってもなお山嶽とともに信仰されている。こうした舊來の信仰に覆いかぶさるような山嶽の佛教信仰、除災の儀禮は、實は千手千眼觀音信仰等と共にもう少し古い初唐の時代から明確に見られ始めているのは、中國の舊來の信仰に佛教が浸透する過程としての段階に見られるもののように思われる²⁷。そうした中で次第に先の『金剛壽命陀羅尼念誦法』、『金剛壽命陀羅尼經法』のような三長齋月の除災の修法も加わり、舊來の信仰に融合するように徐々に佛教的な信仰に置き換えられていくのは、上に見るような高宗時代を経た後、やはり8世紀以降のこと、と思えるのである。

六、まとめ

以上に、燈火という儀禮を取り巻く變遷と信仰の融合を考えることを目的として、敦煌に見られる10世紀の行事について敦煌文獻を中心に検討することから始め、そしてその状況に至る過程について傳世文獻等の記載により調べ考えてきた。敦煌では官による護國の儀禮として悔過も含めた正月儀禮として中元、三長齋月の正月に佛教儀禮として行われ、官から民に至る多くの人々が夜間、仙岩、聖谷と呼ばれる今日の莫高窟を訪れた賑わいを見ることができた。その注意すべきは背景に山の信仰が嚴然として存在していることである。それを紐解く爲に見た傳世

²⁷ 「千手千眼觀音信仰」と山の信仰については別に近刊の豫定がある。「風神と雷神のきた道」(近刊豫定)。

文献では、佛教による護國の儀禮として燈火の儀禮をおこなうのは時代的には8世紀半ばまで下り、道教の信仰にも十直などとして見えるのに類する佛教の十齋、八關齋などともかかわるとみられる三長齋月の流行の高まりとのかかわりが指摘できた。この點は、悔過にも通じるものであらうと思えるものである。また疫病退散としての國家儀禮は7世紀までは佛教色はあまり強くみられずむしろ山の信仰が強く見えることもわかった。ただ、明確にし切れてはいないが中國舊來の傳統に佛教的要素が加わる豫備的な段階があり、疫病退散のための山の儀禮にかぶさるように山嶽での千手千眼觀音の儀禮が行われていたことも分かってきた。おそらくは徐々に佛教的な信仰に置き換えられる段階的な變化があったということであらう。このような置き換え（あるいは融合というべきか）があったからこそ、敦煌の燃燈儀禮の中に舊來の信仰の痕跡として山に對する信仰が残されているのではないかと思えるのである。

（作者は廣島大學大學院人間社會科學研究科教授）